

別表第4（別表第1関係）

厚木市地域育児センター事業補助基準

1 補助基準

(1) 下表（在宅育児支援事業、私設保育施設支援交流事業、相談機能強化事業、三世代交流支援事業、地域家庭登録型支援事業）のうち1事業以上実施するものとする。

	事業名	補助単価
1 在宅育児支援事業	(1) 子育て家庭交流事業費	年額50,000円以内
	(2) 子育て支援地域訪問事業費	年額100,000円以内
	(3) 食育普及促進事業費	年額150,000円以内
	(4) 中高生と園児の体験交流事業費	年額50,000円以内
	(5) 子育て情報等提供事業費	年額50,000円以内
2 私設保育施設支援・交流事業	私設保育施設支援・交流事業費	年額50,000円以内
3 相談機能強化事業	相談機能強化事業費	年額100,000円以内
4 三世代交流支援事業	三世代間交流事業費	年額150,000円以内
5 地域家庭登録型支援事業	地域家庭登録型支援事業費	年額150,000円以内

ア 補助対象経費

- (ア) 事業実施のための資料作成費、消耗品費
- (イ) 事業実施のための講師謝礼、連絡調整のための交通費
- (ウ) 事業周知のための広報費
- (エ) 事業参加者（地域の親子）の保険料（施設賠償責任保険、傷害保険）
- (オ) 事業を園外で実施する場合の会場使用料等

※ 飲食に関する経費は対象外。（参加者に対する食事やおやつの提供等（持帰りも含む））。

※ 三世代交流に参加する高齢者に対する謝礼は対象外。

※ 事業実施に係る人件費は対象外。

イ「4 三世代交流支援事業」の補助対象は、地域の高齢者と在宅育児家庭の親子との交流事業が補助対象。（地域の高齢者と保育所入所児童（園児）との交流事業は補助対象外。）